

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年2月13日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900242号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1900010号

## 第1 結論

昭和43年9月から昭和46年7月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年9月から昭和46年7月まで

私は、父親に勧められて、結婚する前の期間はA市で、結婚後の期間はB市(現在は、C市)で保険料を納付していた。しかし、国の記録では、請求期間は保険料を納付した記録になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金受付処理簿によると、請求者はB市において昭和46年8月24日に国民年金に加入し、同日に国民年金の手帳記号番号が払い出されたことが確認できる。

また、請求者が所持する年金手帳、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和46年8月24日、被保険者の種別は任意加入被保険者であることが確認でき、請求者が請求期間に係る国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、請求期間当時、20歳以上の学生は国民年金の任意加入対象者であったところ、D大学短期大学部から提出された請求者に係る在籍期間証明書によると、請求者のE短期大学(当時)における在籍期間は昭和42年4月12日から昭和44年3月15日までの期間であることから、請求期間のうち、請求者が20歳に到達した昭和43年\*月から昭和44年2月までの期間については、請求者は国民年金の任意加入対象者であったことが確認できる。したがって、国民年金任意加入被保険者は加入の申出をした日に被保険者資格を取得することから、制度上、遡って被保険者

資格を取得することはできない。

加えて、A市及びC市は請求者の国民年金被保険者記録及び保険料納付記録が分かる資料は無い旨回答している。

また、請求期間を含む昭和43年7月13日から昭和46年5月7日までの期間に係るA市の国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者が同市からB市に住所を変更した昭和46年4月10日から同年8月23日までの期間に係る同市の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したものの、請求者の氏名は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、オンライン記録により、請求者の父親は既に亡くなっていることが確認できることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900239号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900046号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD事業所(現在は、E事業所)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のF事業所(現在は、G事業所)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のH社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のI社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のJ社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者のK事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のL事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 :
- ① 昭和37年8月1日から昭和40年4月1日まで
  - ② 昭和40年4月1日から昭和41年9月1日まで
  - ③ 昭和48年9月1日から昭和49年1月21日まで
  - ④ 昭和59年10月11日から昭和62年1月1日まで
  - ⑤ 昭和63年3月26日から同年6月25日まで

- ⑥ 平成元年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
- ⑦ 平成元年 10 月 1 日から平成 2 年 4 月 21 日まで
- ⑧ 平成 3 年 2 月 1 日から平成 4 年 2 月 2 日まで
- ⑨ 平成 4 年 10 月 8 日から平成 12 年 3 月 31 日まで

私の厚生年金保険の平均標準報酬月額が誤っていると思われるので、請求期間①から⑨までの標準報酬月額を調査し、年金額に反映してほしい。

### 第 3 判断の理由

請求期間①について、A社は、オンライン記録によると既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成 8 年 3 月 15 日に解散していることが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の事業主はM氏であることが確認できるところ、C社の現在の代表取締役は、M氏は私の祖父であるが既に亡くなっており、請求期間①当時の資料は何も保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間①に係る届出、厚生年金保険料（以下「保険料」という。）の納付及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の資料を所持していないため、請求者の請求期間①に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

加えて、A社における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない上、当該原票で確認できる標準報酬月額は、請求者から提出されたねんきん特別便及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

請求期間②について、C社は、B社における貸金台帳及び社会保険関係の資料は無く、会社設立年月日が昭和 43 年 10 月 15 日であり、会社設立以前の事項は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る届出、保険料の納付及び保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の資料を所持していないため、請求者の請求期間②に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

さらに、B社における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない上、当該原票で確認できる標準報酬月額は、請求者から提出されたねんきん特別便及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

請求期間③について、E事業所に照会を行ったところ、請求期間③当時の理事長は、国の記録と同じ標準報酬月額の届出を行い、その標準報酬月額に基づく保険料の控除及び保険料の納付を行った旨陳述している。また、同理事長は、診療所を移転したため、古い書類は現在保管していない旨、及び開業当初より諸手続きは全て

正確に行ったと記憶しており、社会保険事務所（当時）から注意・訂正等を求められた事は一切無い旨回答している。

また、請求者は、請求期間③に係る給与明細書等の資料を所持していないため、請求者の請求期間③に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

さらに、D事業所における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない上、当該原票で確認できる標準報酬月額は、請求者から提出されたねんきん特別便及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

請求期間④について、G事業所は、30年以上前のことであり、書類を探したが見つからず、請求者の請求期間④に係る届出、保険料の納付及び保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間④に係る給与明細書等の資料を所持していないため、請求者の請求期間④に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

さらに、F事業所における請求者のオンライン記録によると、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

請求期間⑤について、H社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成14年12月3日に解散していることが確認できる。

また、上記閉鎖事項全部証明書で代表取締役であったことが確認できる者は、オンライン記録によると既に死亡していることが確認できることから、請求者の請求期間⑤に係る届出、保険料の納付及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間⑤に係る給与明細書等の資料を所持していないため、請求者の請求期間⑤に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

加えて、H社における請求者のオンライン記録によると、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

請求期間⑥について、I社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成14年12月3日に解散していることが確認できる。

また、オンライン記録で請求期間⑥においてI社の事業主であったことが確認できる者について、上記閉鎖事項全部証明書で確認できる住所へ照会文書を送付したものの当該照会文書が返戻されたため、請求者の請求期間⑥に係る届出、保険料の納付及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間⑥に係る給与明細書等の資料を所持していないため、請求者の請求期間⑥に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

加えて、I社における請求者のオンライン記録によると、標準報酬月額が遡及し

て訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

請求期間⑦について、J社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成14年12月3日に解散していることが確認できる。

また、J社の閉鎖登記簿謄本で請求期間⑦に代表取締役であった者について、同閉鎖登記簿謄本で確認できる住所へ照会文書を送付したものの当該照会文書が返戻されたため、請求者の請求期間⑦に係る届出、保険料の納付及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間⑦に係る給与明細書等の資料を所持していないため、請求者の請求期間⑦に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

加えて、J社における請求者のオンライン記録によると、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

請求期間⑧について、K事業所から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、請求者の資格取得時及び喪失時の標準報酬月額は34万円でありオンライン記録と一致していることが確認できる上、K事業所は請求者について国の記録と同じ標準報酬月額に係る届出を行い、その標準報酬月額に基づいた保険料を納付した旨回答している。

また、請求者は、請求期間⑧について、N厚生年金基金に加入していたところ、同基金から提供された厚生年金基金加入員台帳によると、請求期間⑧の報酬標準給与月額は34万円でありオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、K事業所から提出された請求者に係る平成3年分の給与支給原簿（所得税源泉徴収簿）によると、請求期間のうち平成3年2月から同年12月までの期間について、オンライン記録で確認できる請求者の標準報酬月額34万円に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間⑧に係る給与明細書等の資料を所持していないため、請求者の請求期間⑧に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

請求期間⑨について、L事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成13年3月31日に解散していることが確認できる。

また、オンライン記録で請求期間⑨において事業主であったことが確認できる者は、オンライン記録によると既に死亡していることが確認できることから、請求者の請求期間⑨に係る届出、保険料の納付及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間⑨に係る給与明細書等の資料を所持していないため、

請求者の請求期間⑨に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

加えて、L事業所における請求者のオンライン記録によると、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①から⑨における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①から⑨について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。